

2025年3月27日

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 員 各 位

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 山 本 伸 一

厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」
における引用の誤りと修正の対応方法について

2010年（平成22年）に厚生労働省医政局長から発出された標記の通知は作業療法士の業務にとって重要な意味がありますが、通知の一部に、理学療法士及び作業療法士法の条項に関する引用の誤りと思われる箇所があり、厚生労働省医政局医事課に問い合わせたところ、下記の通り引用する際の記載方法について回答がありましたのでご報告いたします。

記

○引用が誤っている箇所

2)作業療法の範囲

理学療法士及び作業療法士法第2条第2項の「作業療法」については、同項の「手芸、工作」という文言から、「医療現場において手工芸を行わせること」といった認識が広がっている。

以下に掲げる業務については、理学療法士及び作業療法士法第2条第1項の「作業療法」に含まれるものであることから、作業療法士を積極的に活用することが望まれる。

- ・ 移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動に関する ADL 訓練
- ・ 家事、外出等の IADL 訓練
- ・ 作業耐久性の向上、作業手順の習得、就労環境への適応等の職業関連活動の訓練
- ・ 福祉用具の使用等に関する訓練
- ・ 退院後の住環境への適応訓練
- ・ 発達障害や高次1歯機能障害等に対するリハビリテーション

【引用抜粋】

厚生労働省「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（医政発 0430 第1号平成22年4月30日）」

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0512-6h.pdf>

※黄色マーカーは協会による

○修正の例

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（通知）」（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）によれば、「理学療法士及び作業療法士法第 2 条第 2 項の「作業療法」については、同項の「手芸、工作」という文言から、「医療現場において手工芸を行わせること」といった認識が広がっている。／以下に掲げる業務については、理学療法士及び作業療法士法第 2 条第 1 項*の「作業療法」に含まれるものであることから、作業療法士を積極的に活用することが望まれる。」

* 正しくは法第 2 条第 2 項であることを厚生労働省に確認済み

※黄色マーカーは協会による

○参考：理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年六月二十九日)(法律第百三十七号)¹⁾ 抜粋

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

1) 厚生労働省. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80038000&dataType=0&pageNo=1

以上